

公 告

高齢者等特殊詐欺被害防止CM制作業務委託について、公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定しますので、次のとおり公告します。

令和4年6月28日

奈良県危機管理監 松田 浩之

1 業務の概要

(1) 業務名

高齢者等特殊詐欺被害防止CM制作業務委託

(2) 業務の目的

高齢者を中心に県内で被害が増加している特殊詐欺等の被害防止を目的として、高齢者をターゲットとした訴求効果の高いCMを制作し、テレビにおける放映やホームページへの掲載を行うことで、広く県民に広報啓発を図り、被害防止対策を強化する。

(3) 業務の内容

奈良県民、特に高齢者をターゲットに、特殊詐欺被害防止啓発を行うことを目的としたCMの企画・立案・制作・放映を行う。

(4) 業務の仕様等

別途配布する「高齢者等特殊詐欺被害防止CM制作業務委託 業務説明書」(以下「業務説明書」という。)に示すところによるものとする。

(5) 委託上限額

2,960,000 円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

(6) 履行期間

契約締結日から令和5年2月28日(火)まで

2 参加資格

本業務の受託者選定に参加できる者は、本業務の趣旨を十分に理解し、かつ、本業務を円滑に遂行できる者で、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者で

ないこと。

- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（再生計画の認可の決定を受けた者を除く。）
- (6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月27日奈良県告示425号）による競争入札参加有資格者のうち、営業種目「Q3」（役務の提供・映画制作）で登録している者であること。（参加表明書提出時において登録申請中であれば可とする。）
- (7) 過去5年間（平成30年4月1日～令和4年3月31日）に、国、地方公共団体又は民間企業等との間で本件業務と同種・同規模の契約を締結し、これらを誠実に履行した者であること。

3 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 上記2の参加資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) その他不正な行為があったとき。

4 手続等

- (1) 担当部署（書類の提出先及び問合せ先）

奈良県総務部知事公室安全・安心まちづくり推進課安全・安心まちづくり推進係

T E L : 0742-27-8730

F A X : 0742-27-5280

住 所：奈良市登大路町30番地

(2) 業務説明書の交付

令和4年6月28日(火)午前8時30分から令和4年7月19日(火)午後4時30分までの間に、4の(1)の担当部署又は「安全・安心まちづくり推進課ホームページ」から入手するものとする。

※担当部署における配布は、正午から午後1時までを除く午前8時30分から午後4時30分までとし、奈良県の休日を定める条例(平成元年3月31日奈良県条例第32号)第1条に規定する県の休日(以下、「県の休日」という。)を除く。

(3) 参加表明書の提出

①提出期間

令和4年6月28日(火)午前8時30分から令和4年7月19日(火)午後4時30分まで

※受付は正午から午後1時までを除く午前8時30分から午後4時30分までとし、県の休日を除く。

②提出先

4の(1)の担当部署と同じ

③提出書類及び提出部数

- ・様式1-1 参加表明書・・・1部
- ・様式1-2 参加資格調書・・・1部
- ・様式1-3 誓約書・・・1部

④提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合は簡易書留等の受け渡しが確実な方法によるものとし、令和4年7月19日(火)午後4時30分 必着とする。

(4) 企画提案書の提出

①提出期間

令和4年7月22日(金)午前8時30分から令和4年8月10日(水)午後4時30分まで

※受付は正午から午後1時までを除く午前8時30分から午後4時30分までとし、県の休日を除く。

②提出先

4の(1)の担当部署と同じ

③提出書類及び提出部数

- ・様式2-1 企画提案書・・・1部

- ・様式２－２ 高齢者等特殊詐欺被害防止CM制作業務委託に関する企画提案・・・１部
- ・様式２－３ 提案説明書・・・１部
- ・絵コンテ（カラー印刷・任意様式）・・・１部
- ・見積書・・・１部

④提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合は簡易書留等の受け渡しが確実な方法によるものとし、令和４年８月１０日（水）午後４時３０分 必着とする。

（５）ヒアリング

企画提案書について、ヒアリングを実施する。以下を予定しているが、詳細については、参加表明書を提出した者のうち、企画提案書の提出を依頼する者に対して個別に通知するものとする。時間配分等に変更する場合がある。

- ① 日時：令和４年８月３１日（水）午後１時３０分から
- ② 場所：奈良県中小企業会館会議室（３）
- ③出席者：３名以内（業務実施責任者は必ず出席すること。）
- ④時間配分：プレゼンテーション１５分・質疑応答１０分

（６）質問の受付

「業務説明書」に示すところによるものとする。

（７）留意事項

「業務説明書」に示すところによるものとする。

５ 受託者の特定

企画提案書及びヒアリングを基に評価基準により審査し、最も高い評価を得た提案者を受託者として特定する。

６ 契約の締結

- （１）上記５により特定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、上記５により順位付けられた提案者の上位の者から順に契約締結の交渉を行う。
- （２）契約の内容は、提出のあった企画提案書及び見積書のとおりとするが、県が認める場合についてはこれによらないものとする。

７ その他

- （１）この公募型プロポーザル方式による受託者選定への参加に係る経費は、事業者の負担

とする。

- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) その他詳細は「業務説明書」によるものとする。